

# 建設発生土の受入地募集要項

## 1. 募集の趣旨

臼杵土木事務所では、これまで、公共工事で発生する建設発生土（以下、「建設発生土」という）は他の公共事業に流用するなど、できる限り有効活用を図ってきました。しかしながら、港湾工事等で多くの塩分を含む建設発生土が生じていることから、その有効利用を図るため受入地を募集します。

## 2. 応募要件

### (1) 応募可能な方

窪地の埋立てや低地の嵩上げ等をお考えの方で、建設発生土の受入れを希望し、「(2) 受入地の要件」に該当する土地を所有または借地されている個人・法人。ただし、借地の場合は所有者の同意が必要です。

なお、次のア・イのいずれかに該当する方は応募できません。

ア 暴力団その他反社会的勢力に属する者又はそれらと直接的あるいは間接的に関係を有していると認められる者。

イ その他、臼杵土木事務所が、建設発生土の受入地とすることがふさわしくないと判断する者。

### (2) 受入地の要件

次のア～オのすべてに該当すること。

ア 塩分濃度が高い建設発生土による農地への塩害や、建設発生土を浸透した高塩分の地下水による周辺の拡散の影響がない、海岸部の土地であること。

イ 工事現場からの運搬距離が50km未満の位置にあること。

ウ 原則5,000立方メートル程度以上の建設発生土を受入れ可能であること。

エ ダンプトラック（10t車以上）又は作業船舶による搬入が可能あること。

オ 法令上、埋立て（盛土）等を行うことができ、関係手続きが完了または今後必要な関係手続きを行う意思があること。

## 3. 募集期間及び応募手続

応募手続は、別紙「建設発生土（港湾工事）の受入地募集手続フロー」をご参照ください。

### (1) 募集期間

令和4年6月20日 ～ 当分の間 ※事前予告なく中止することがあります。

### (2) 事前相談

応募申請に先立ち、事前相談受付を必ずお願いします。

### (3) 応募申請

事前相談の際に提示された応募条件の確認を前提に、次の書類を臼杵土木事務所に持参してください。

- ① 建設発生土「受入申込書」
- ② 土地所有者の同意書（借地の場合、なお申込者本人の土地の場合は不要）
- ③ 誓約書
- ④ 申請者が個人の場合は本人確認ができるもの。（運転免許証の写し等）  
\*代理人申請の場合、委任状および受任者の確認ができるもの。
- ⑤ 埋立て等に関する許可証等の写し（関係法令の諸手続きが完了している場合）
- ⑥ 位置図（土地の所在地及び搬入路が判るもの）

## 4. 応募の注意事項

- ① 応募等に関連して要した費用は、応募者の負担となります。また、原則として応募書類については返却しません。
- ② 応募書類については、大分県情報公開条例に基づき、個人情報を除き開示することがあります。
- ③ 受入地の情報については、必要に応じて、臼杵市等に情報提供することがありますので、ご了承ください。

## 5. その他留意事項

- ① 臼杵土木事務所が建設発生土の運搬から敷均しまでを行います。
- ② 建設発生土の受入れは無料とし、料金等を請求できません。
- ③ 受入れに際して、擁壁や水路等の設置、搬入後の締固め等が必要な場合は受入者で行っていただきます。
- ④ 搬入した建設発生土を営利目的で利用することはできません。
- ⑤ 受入地候補となっても建設発生土の搬入を約束するものではありません。建設発生土の状況により、希望する期間に搬入できない場合があります。
- ⑥ 搬入する建設発生土は、事前に双方立会のもと確認を行います。
- ⑦ 建設発生土は、玉石や礫・砂利等が混入していますので、事前に確認をおねがいします。なお、搬入後の建設発生土の返却等はできません。

## 6. 問い合わせ先

大分県臼杵土木事務所 建設課 港湾班

〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-254（電話）0972-63-4136

（mail）a17005@pref.oita.lg.jp

# 建設発生土(港湾工事)の受入地募集手続きフロー

